

会議録（１）

会議の名称	令和４年度 第１回飯能市景観審議会
開催日時	令和４年５月２７日（金） 開会 午後２時３０分 閉会 午後３時４０分
開催場所	市役所本庁舎２階 入札室
議長氏名	深堀 清隆
出席委員	依田 彩 浅野 正敏 吉田 行男 古島 照夫
欠席委員	本池 巧
説明者の職氏名	建設部長 的板 幹雄 建築課長 斉藤 昌幸
傍聴者の数	０名
会議次第	別紙のとおり
配布資料	別紙のとおり
事務局職員職氏名	建築課主査 室岡 貴夫 建築課主査 上田 竜司 建築課主査 山口 裕

会議録（２）

議事録の概要（経過）・決定事項

議 事

- (1) 令和４年度実施事業に関する説明及び令和５年度事業予定について
 - ・事務局から資料に基づき説明をした後、審議を行った。

- (2) その他
 - ・事務局から飯能市中心市街地まちづくりビジョンの策定について報告した。

会議録（3）

発 言 者	発 言 内 容
建築課長	<p>本日はお忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。建築課長の斉藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>当審議会は原則公開となっておりますが、本日傍聴希望者はありません。また、本池委員から欠席の連絡がございましたので、出席委員は5名です。飯能市景観条例第27条第2項の規定に基づく定足数「2分の1以上」を満たしておりますので、ただいまより「令和4年度 第1回飯能市景観審議会」を始めます。</p> <p>はじめに、開会にあたりまして的板建設部長よりごあいさつ申し上げます。</p>
建設部長	（あいさつ）
建築課長	続きまして、深堀会長からご挨拶を頂戴したいと思います。
会長	（あいさつ）
建築課長	<p>それでは、次第の3「議事」に移らせていただきたいと思います。</p> <p>飯能市景観条例第27条第1項の規定により、議事の進行は深堀会長にお願いします。会長よろしくをお願いします。</p>
会長	令和4年度実施事業及び令和5年度実施予定事業について、事務局からご説明をお願いします。
事務局	＜資料説明＞
上田主査	資料説明は以上です。資料3に記載しました市民活動支援事業に関して、浅野委員から概要の説明を頂戴してもよろしいでしょうか。

会長	承知しました。浅野委員、説明をお願いいたします。
浅野委員	<市民活動支援事業について説明>
会長	資料1及び資料2は、前回の審議会での意見を踏まえ修正したものであるため、議論する必要はないと思います。資料3について、丸印が付いている事業をどのように進めていくとよいか、ご意見を頂戴できればと思います。ご意見等はございますか。
浅野委員	項目⑤-2に他部署・他団体との連携と書いてありますが、資料に記載されている団体以外との連携も想定していますか。
室岡主査	項目⑤-1や⑤-5をはじめ、他項目とも広く関係してくるかと考えております。他団体との連携は、開催状況にもよりますが、西川材フェスティバル等の他団体が主催するイベントに市でブースを出してPRすることが可能であるか働きかけを行う、といったイメージを持っています。また、市内他部署との連携は、例えば公共施設の新設や改修計画に関する情報を事前に入手し、景観に対する市の考え方を関係課に説明することで、実際の工事等に反映されるような取り組みを想定しております。
浅野委員	何らかの事業が立ち上がる際には、景観の視点を意識的に持つてもらうことが大事だと思うので、いま説明頂いた取り組みをぜひお願いしたいです。
会長	ある自治体では、景観担当部署が地域の景観に影響を及ぼす部署の担当者を集めて、外部講師による景観研修を実施しています。私の研究室関わった事例では、学校とその脇の歩道橋の改修に当たり、教育や文化財の担当者と一緒に景観的側面から検討したことがあります。また、埼玉県では一定以上の事業に関し、チェックリスト形式で景観に配慮するような取り組みを実施しています。飯能市でも、様々な部署へ働き掛けをしていただけると良いと思います。 もう一つ、項目①-1の市民活動支援事業について感じたことを申し上げます。実施主体は市民団体ですが、市役所側から市民団体と連携してイベントを盛り上げる考えはありますか。

室岡主査	<p>本事業は市民協働の担当課が所管しておりますが、中心市街地の景観に関わるテーマを建築課で設定し、それに沿ったアイデアについて市民団体から募集する形を取りました。市が活動に直接関与はしませんが、目的が達せられるように連携して活動を行って参りたいと考えております。</p>
会長	<p>支援という形での取り組みですが、例えば中心市街地には景観重要建造物がまだ指定されていない、といった景観計画にまつわる情報を市がイベントに合わせて発信するなど、方策を市民団体と一緒に考えられると良いと思います。</p> <p>他に意見はございますか。</p>
古島委員	<p>歴史的建造物保存の重要性を訴える方法ですが、この建物は保存した方が良く所有者を説得するのでしょうか。</p>
浅野委員	<p>どちらかと言うと、その建物は景観上大切なものですよ、という意識を周囲の方々に醸成したいと考えていましたが、そうすると困る所有者がいらっしゃるかもしれません。</p>
古島委員	<p>現状では、所有者でも危なくて利用できない建物もあるようですが、そういったものを買取る、所有者に代わって保存するといった考えはありますか。旧織物協同組合のように所有者の理解が得られると理想的だと思います。</p>
浅野委員	<p>そのような手立てがないと保存は出来ないと思います。建物の価値を認識していただくことで、取り壊される前に何らかの手段を用いることが可能になると考えています。旧織物協同組合のケースは、登録有形文化財として建物を保全することを条件に不動産業者が購入する形になりました。</p>
会長	<p>所有者の意向に関してご指摘を頂きましたが、私も同じ心配をしておりました。また、景観重要建造物について投票するとのこと説明がありましたが、飯能市の景観重要建造物指定基準によると、必ずしも歴史的建造物である必要はありませんから、表現に気を使っていただくと良い気がします。私の研究室に所属する学生からは、飯能らしい歴史的な建物に愛称を付け、市民の方が個々の建物に対してその愛称に</p>

	<p>ふさわしいか投票するのはどうだろうか、という提案がありました。その後、保全の意義がある建造物に関しては景観重要建造物になっていくような位置付けで、市と市民団体とが連携できれば良いのではないかと感じました。</p>
吉田委員	<p>現状では、10年後に歴史的な建物が残っている確証が持てません。この数年のうちに、この建物は大事という意識を周囲で高めていくことが非常に重要だと考えます。</p>
会長	<p>景観重要建造物に対する現状の優遇措置は、所有者のマインドに響く内容に至っていないところです。もっと実効性のある支援ができるかが課題となっています。</p> <p>市民活動支援事業について意見が集中しましたが、依田委員から今後の事業計画等に関してご意見はございますか。</p>
依田委員	<p>先日、越谷市の景観初任担当者に色彩の観点からセミナーを行いました。景観とは何かについて分かりやすく説明することや、資料3にある景観計画リーフレット作成の難易度が高く設定されているようですが、そちらでもご協力できるのではないかと思います。</p>
会長	<p>行政組織が景観に対する理解を深めていくことも重要だと思います。資料にもありましたが、事前協議制度に関する具体的な方法や実現性について検討する際には、依田委員にご相談すると良いのではないかと思います。</p>
依田委員	<p>越谷市では、一定以上の規模の民間建築物について、アドバイザーの立場から助言を行っています。例えば、色彩基準はネガティブチェックになりがちですが、単に基準に適合しているところから一歩進んだ専門的・具体的な改善プランであれば、事業者にも受け入れて頂けるように感じました。</p>
会長	<p>いまお話を頂いたような制度が活用できれば、非常に有効だと思います。飯能市は自然を売りにしている自治体ですから、中心市街地だけでなく郊外でもしっかりと判断が出来る仕組みを作ることにも課題となります。また、事前協議制度に関して先進自治体にアンケートを行うと事務局から説明がありましたが、様々な手法を幅</p>

	<p>広く把握し、飯能らしい方式を検討出来れば良いと思います。協議の際は、デザインガイドラインがしっかり出来ていないと専門家が指導する根拠に欠けますので、セットで考えると良いでしょう。広報に関わる部分では、景観さんぽのコンテンツでまち歩き動画を公開する取り組みは、知って頂く観点から非常に有効だと思います。色々な地域が題材で上がっていますが、とてもよく出来ていて面白いです。飯能の中心市街地について、景観的な建物だけではなく飲食店などの情報も紹介すると面白いのではないのでしょうか。飯能には色々なものがあるので充実した動画を作成できる気がしますし、やらないのはもったいないように感じました。</p> <p>その他、令和4年度及び5年度の事業について、委員の皆様からご意見はございますか。</p> <p><意見等なし></p> <p>議事は以上となります。</p>
建築課長	<p>深堀会長ありがとうございました。</p> <p>また、委員の皆様におかれましても、慎重にご審議いただきありがとうございました。</p> <p>それでは、次第の4「その他」に移ります。</p> <p>はじめに事務局から報告です。</p>
事務局	<p><飯能市中心市街地まちづくりビジョンの策定及び景観法に基づく令和3年度届出件数について報告></p>
建築課長	<p>ただ今報告しました事項について、委員の皆様からご意見等ございますか。</p>
浅野委員	<p>飯能市中心市街地まちづくりビジョンの策定は、市民も交えた形で行われる予定ですか。</p>
室岡主査	<p>市民の方とのワークショップ等が計画されております。市が単独で進めることはございません。</p>
建築課長	<p>他にはございますか。</p>

	<p>無いようですので、次第の4「その他」は以上となります。</p> <p>以上をもちまして、「第1回飯能市景観審議会」を終了させていただきます。なお、次回の審議会は、来年の1月下旬頃の開催を考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>本日は大変お忙しい中、慎重にご審議をいただきまして誠にありがとうございました。</p>
--	---

<p>議事のでん末・概要を記載し、その相違ないことを証するためここに署名します。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>議長の署名 _____</p>	
---	--